

基本施策18 住環境の確保

(1)住宅整備の支援

事業名	重点施策	スマイル エイジン グ	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
山口県複合単価表データ 使用料			山口県が作成した建築工事複合単価表が有償となったため、使用料が必要となった。市から単価調査を行う2財団法人にデータ使用料を払い承諾を受けて、山口県から年4回、建築工事複合単価表の提供を受ける。	H30以前～ R8以降	121	建築住宅課
建築営繕積算システム利用料			公共建築工事の発注にあたっては、積算業務に膨大な労力と時間を要し、しかも業務が時期的に集中する課題がある。建築営繕積算システムは、山口県が作成する建築工事複合単価表を電子データでの対応できる唯一の積算ソフトであり、これを用いることで、検算作業の省力化、複数年度に跨る事業の単価更新作業の効率化を図ることができる。	H30以前～ R8以降	567	建築住宅課
住宅リフォーム資金助成制度			リフォームを行う民間住宅の所有者に対し、山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金交付要綱に基づき助成金を支給する。助成金の額は工事費の10%、限度額7万円で、市内業者の施工によるものに限る。	H30以前～ R8以降	10,000	建築住宅課
住宅・建築物耐震化促進事業			住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強い、まちづくりを推進する。昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断及び耐震改修を実施する者に対して補助金を交付する事業。	H30以前～ R8以降	2,480	建築住宅課

(2)公営住宅の適正管理

事業名	重点施策	スマイル エイジン グ	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市営住宅経常修繕			市営住宅は老朽化した建物が多く、入居者からの修繕要望が多い。それに対し、内容を確認の上、必要に応じて業者に修繕を依頼し、小規模な修繕は直営で実施する。市営住宅の適切な管理と入居者の居住環境の改善を図る。	H30以前～ R8以降	23,739	建築住宅課
市営住宅消防設備点検 (経常)			市内の市営住宅に設置している消防設備について、消防法第17条の3の3に規定する法定点検を行う。	H30以前～ R8以降	2,046	建築住宅課
市営住宅給水設備保守管理			市営住宅の入居者に安全な水を供給するために、各給水設備の定期的な保守管理(点検、水質検査、清掃など)を行う。	H30以前～ R8以降	7,200	建築住宅課
市営住宅エレベーター保守 管理			市住(萩原団地1号棟、神帆団地D棟、古開作第二団地H-1棟、同H-2棟)にある昇降機の安全性を維持するため、定期点検を業者委託(年間契約)において行う。	H30以前～ R8以降	4,062	建築住宅課
市営住宅空き家具撤去			身寄りのない単身の入居者が死亡した場合や無断退去等により家財が放置された住宅は住環境の悪化に繋がるため専門業者に委託し家財撤去を行う。また、公募を行った住宅において、新たな入居者が入居できるようハウスクリーニングを行う。	H30以前～ R8以降	1,474	建築住宅課
市営住宅用地借り上げ			市内23団地のうち住宅用地が借地であるものが1団地、駐車場用地が借地であるものが1団地ある。借地料を予算措置する。早期の返還を目指す。(平成30年度中に住宅用地の一部返還あり)	H30以前～ R8以降	346	建築住宅課
市営住宅浄化槽の空家補償			市内の市営住宅23団地のうち、浄化槽を使用している団地は6団地あるが、うち5つの団地において、空き家の戸数に応じて浄化槽維持費の補填を行っている。これは、団地内に空き家が増えて浄化槽維持管理費の支払い世帯が少なくなった場合に、入居世帯に負担のしわ寄せが来るのを避けるためである。(H29年度に神帆が浄化槽廃止。H31年度に大河内に空き家補償開始)	H30以前～ R8以降	2,438	建築住宅課
市営住宅使用料滞納整理 事業			催告書・警告書の発送による文書指導、訪問・電話等による面談指導、高齢者能力活用団体(シルバー人材センター)の徴収専門員の活用や、悪質な滞納者に対しては訴訟により市営住宅使用料等の納付を促し、公平性を確保する。	H30以前～ R8以降	4,652	建築住宅課

市営住宅草刈			市営住宅の空家敷地、団地法面等に繁茂する雑草の適正管理は、市住入居者又は地元自治会からの要望が強いが、対応できる職員数が限られる中、箇所数が多く面積も広いため後手後手になっている。また、場所によっては危険であったり機械を必要とするなど、地元や職員で対応できないところが多い。傾斜地での作業や予防的除草剤散布の技術を持つ専門業者への業務委託を増やし、職員が本来の事務作業に集中できる環境を整える必要がある。	H30以前～ R8以降	275	建築住宅課
市営住宅樹木伐採・剪定			市営住宅敷地内の伐採や剪定は市住入居者又は地元自治会からの要望が強いが、危険であったり機械を必要とするなど、地元や職員で対応できないところが多い。高木の伐採等を緊急度の高い所から実施する。	H30以前～ R8以降	286	建築住宅課
市営住宅消防設備点検 (臨時)			消防設備点検(経常)によって不具合が発見された場合に、消火器の取替え等を行う。また、古開作第二団地の連結送水管の耐圧試験を3年に一度実施する。	H30以前～ R8以降	2,032	建築住宅課
市営住宅内の住宅用火災 警報器の取替え			平成18年の改正消防法の施行により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、山口県内では、既存住宅の設置義務は、平成23年6月1日から適用となった。平成20年度から3年間かけて、市内の各市営住宅に順次取り付けていったが、設置から10年を経過するものは、電池切れや機器の異常が生じやすくなり、消防局も住宅用火災警報器の交換を指導しているため、市営住宅にある警報器の取替えを行う。	R1～ R8以降	330	建築住宅課
市営住宅分電盤開閉器点 検			平成25年度に分電盤開閉器の故障により、電気製品の破損事故が発生し、発生した棟の全戸の点検を実施したところ事故発生以外でも故障が見つかった。経年劣化などによる緊急度の高い住宅から、業者に委託し順次点検を実施する。漏電に伴う火災発生および家電製品の破損事故発生の未然防止を図る。	H30以前～ R8以降	72	建築住宅課
市営住宅検定満期水道 メーター等の取替工事			計量法で定められた水道メーターの定期的な取替えを実施し、市営住宅の住環境を向上させると共に、毎年度実施する維持管理の適正化を図る。	H30以前～ R8以降	4,091	建築住宅課
帳票類アウトソーシング事 業			通知書の印刷・封入作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやパーサーなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票作業・封入封緘サービスの委託を行う。	R2～ R8以降	197	建築住宅課
市営住宅給水設備改修工 事			事務事業名「市営住宅給水設備保守管理」において、毎月、市営住宅に設置している受水槽及び高架水槽の点検を行っている。市営住宅の入居者に安全な水を供給できるよう点検において不適とされた箇所のうち、緊急に修理すべき箇所の改修を行う。	R3～ R3	1,001	建築住宅課
市営住宅屋上防水改修工 事			本事業は市営住宅屋上の防水改修を行うもので、建築物は耐用年数を経過しており、屋根防水の劣化が著しくクラック発生の恐れがあり、そのまま放置した場合、風による飛散や雨漏りの可能性がある。	H30以前～ R8以降	6,520	建築住宅課
市営住宅外壁改修工事			本事業は経年劣化により外壁の落下の危険がある市営住宅の外壁改修工事である。現在、剥離やひび割れなどが発生しており、外壁落下の危険を伴うため、工事により危険を排除し、建物自体の長寿命化を図る。	R2～ R8以降	39,370	建築住宅課
市営住宅等長寿命化計画 策定業務			市営住宅長寿命化計画(現計画期間:H24～R3)は、市営住宅の整備等と維持管理について定めた基本的計画であり、これに掲載されていない事業は社会資本整備総合交付金の交付対象とならない重要な計画である。現長寿命化計画は、専門的知見を有する業者への委託により策定されており、今回の見直しにあたっては同様に業者委託(2か年)することが必要である。	R2～ R3	2,061	建築住宅課

漁民アパート入居者移転促進			本団地は農林水産課で契約している借地上に立地しており、同地内には地主の建設同意を得ていない民家も建っている。H30年度中の更地返還を地主に約束していたため、本課が精力的に交渉を進めた結果、現住は22戸中8戸となったが、残る入居者は離れた場所で生活を再設計することは困難とし移転に応じる考えのない人がほとんどである。今後は農林水産課と歩調を合わせながら、穏やかに入居者の移転を求めていく。	H30以前～ R8以降	589	建築住宅課
---------------	--	--	---	----------------	-----	-------

基本施策19 公園・緑地の整備・保全

(1) 都市公園の整備と管理

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費 (単位:千円)	担当課
公園管理運営事業			江汐公園をはじめとした大小67箇所の都市公園等について、指定管理者制度の導入や管理委託契約を締結し、清掃、草刈、剪定、消毒、修繕等の維持管理及び施設の受付等運営業務を行う。	H30以前～ R8以降	132,977	都市計画課
公園施設維持補修事業			江汐公園をはじめとした大小67箇所の都市公園等において老朽化した施設について、利用者の安全確保のため、適宜、修繕等を行う。	H30以前～ R8以降	8,350	都市計画課
江汐公園橋梁点検事業			江汐公園内にある3つの橋梁は、市に移管される前の平成23年度に橋梁点検を行っている。健全な維持管理をするため、おおむね5年に1回の定期的な点検を行う。	R1～ R8以降	1,800	都市計画課
大規模公園環境美化事業			竜王山公園、若山公園、江汐公園、物見山公園のソメイヨシノは、近年、テング巢病に感染した桜が目立つようになっている。よって、テング巢病感染部の枝を切除するとともに、テング巢病が重症化したソメイヨシノについては、伐採し、テング巢病に強い品種の桜(エドヒガン等)に更新する。	H30以前～ R8以降	4,419	都市計画課
遊具定期点検事業			平成30年4月1日より、都市公園の管理は政令で定める「都市公園の維持および修繕に関する技術的基準」に適合するよう行うことが義務付けられたため、専門技術者による点検を行う。	R1～ R8以降	1,702	都市計画課
電気設備改修事業			公園内に設置されている電気設備は、既に耐用年数を経過しており、老朽化が著しい。劣化による施設内の停電や、周辺地への波及停電も予測されることから設備の更新を順次行う。	R1～ R4	17,600	都市計画課
スマイルエイジングパーク事業		運動交流	健康寿命の延伸を目指す、スマイルエイジング事業の一環として、市内4か所の都市公園等で、ウォーキングコースの園路改修や健康遊具の設置をすすめ、市民の運動習慣のきっかけづくりのための環境整備を行う。 令和2年度は須恵健康公園の整備を行った。令和3年度は江汐公園、厚狭川河畔寝太郎公園ゆめ広場、令和4年度は糸根公園での整備を予定している。	R2～ R4	16,800	都市計画課

(2) 緑化の推進と保全

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費 (単位:千円)	担当課
支障樹木剪定伐採事業			都市公園他市有地内にある樹木が生長し、隣接地(民家)にとって支障となることを防ぐため、適宜剪定や伐採を行う。若山公園の樹木は高圧線に接している状態であるため緊急性がある。また、物見山公園、笹尾公園及び古開作苗圃の樹木の伐採については、近隣住民より要望がでている。	H30以前～ R8以降	2,471	都市計画課
枯損木処理事業			枯損木は倒壊などの危険性もあるため、公園の安全を確保することを目的に、適宜、伐採を行う。	H30以前～ R8以降	400	都市計画課
糸根公園松くい虫防除事業			市指定文化財となっている糸根公園の松について、適切なサイクルで薬剤の樹幹注入を行い、松枯れを防止する。	H30以前～ R8以降	360	都市計画課

街路樹剪定事業(毎年実施路線)			道路の通行及び沿線住民の生活に支障のないよう、枝葉の伸びが早い街路樹(高木、低木、交通障害)を毎年剪定する。 県道4路線(妻崎開作小野田線、小野田美東線、小野田停車場線、小野田港線) 市道7路線(日の出町船越線、旭町後湯線、栄町六十番線、中川六十番通り線、新沖線、大学通り線、住吉若沖線)	H30以前～ R8以降	10,381	都市計画課
街路樹剪定事業(数年毎実施路線)			道路の通行及び沿線住民の生活に支障のないよう、おおむね3年～4年に一度、街路樹(高木)の剪定をする。 市道12路線(中川亀の甲線、公園通り丸河内線、港長沢線、港若山線、セメント町西線、海岸通り線、小野田須恵線、六十番堤塘線、西の浜雀田線、本町古開作線、竜王山線、下村西下津線)	H30以前～ R8以降	1,979	都市計画課
街路樹剪定事業(低木・交通障害)			街路樹のうち、低木または交通障害となっているものについて剪定を行う。	H30以前～ R8以降	1,828	都市計画課
緑地帯維持事業			桜川通線などをはじめとした市内緑地帯について、環境整備を委託する。	H30以前～ R8以降	387	都市計画課
街路樹管理事業			生長が著しい樹木は、根なども大きく、植樹帯を隆起させるなどとして、交通の障害となっている。剪定時期に合わせ樹木の生長を抑制する薬剤を注入するとともに、破損している植樹帯(年間10箇所程度)の補修を行う。	R1～ R8以降	1,544	都市計画課
都市緑化推進事業			山陽小野田市緑化推進協議会の活動である都市緑化祭や希望の森植樹祭などの開催支援を行う。	H30以前～ R8以降	340	都市計画課

基本施策20 水道の安定供給と下水道の充実

(1) 安全で安心な水の供給

事業名	重点施策	スマイル エイジン グ	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
飲用井戸等設置補助事業			水道事業及び簡易水道事業による給水区域以外のいわゆる未給水区域の市民においては、飲用水等確保のために各戸の負担によって井戸施設整備を余儀なくされている状況である。こうした状況下にある市民が、飲用水等のより安定的な確保を図るために飲用井戸等の整備に要した経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものである。	R1～ R8以降	400	環境課
高天原浄水場施設整備事業			高天原浄水場の老朽施設を更新、整備する。	H30以前～ R8以降	12,320	水道局
鴨庄浄水場施設整備事業			鴨庄浄水場の老朽施設を更新、整備する。	H30以前～ R5	4,015	水道局

(2) 災害に強い強靱な水道の構築

事業名	重点施策	スマイル エイジン グ	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
配水施設整備事業			老朽化した配水施設の更新	H30以前～ R8以降	527,537	水道局
送水施設整備事業			老朽化した送水施設の更新	H30以前～ R8以降	5,500	水道局

(3) 水道事業運営の持続

事業名	重点施策	スマイル エイジン グ	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市民サービス向上事業			災害時の備蓄用及び水道使用者に水道の役割についてより一層の理解を得るため、水道展等で森響水を活用する。	H30以前～ R8以降	1,200	水道局
水資源環境保全事業			水源水質の保全を目的に取得している水源涵養林の整備・活用を図る。	H30以前～ R8以降	230	水道局

(4) 下水道の整備と管理

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
下水道管渠整備事業			平成25年度に国土交通省により、今後10年程度を目標に汚水処理の概成を目指した各種汚水処理施設の整備計画の策定と実施が提案された。本市においても計画的に汚水管渠整備を推進し、普及率の向上に努める。 令和4年度に山口県汚水処理施設整備構想を見直すため、令和3年度までに本市の汚水処理施設整備構想及び全体計画について見直しをする必要がある。	H30以前～ R8以降	357,213	下水道課
下水道管渠維持管理事業			管渠の詰まりを解消するための清掃や汚泥引き抜き、管渠の老朽化等による破損の補修、路面陥没の復旧、管渠の点検を行う。	H30以前～ R8以降	8,058	下水道課
下水道管渠長寿命化事業			ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した管路施設(管渠、マンホールポンプ、マンホール、マンホール蓋等)の計画的な改築、更新を行う。	H30以前～ R8以降	3,860	下水道課
小野田西地区農集公共下水道接続事業			小野田西地区農業集落排水施設の廃止に伴い、使用しなくなる処理槽について、汚泥引き抜きや清掃消毒作業を実施する。	H30以前～ R5	11,944	下水道課
不明水対策事業			平成30年の豪雨により、山陽地区の一部の地域において汚水量が急激に増加し、市民の生活環境を確保することが一時的に困難となった。汚水以外の不明水流入を防止する対策を実施するにあたり、山陽地区の流量調査を実施し山陽水処理センターの安定的な運転及び市民生活環境の改善を目指す。	R1～ R5	4,994	下水道課
汚水処理施設整備構想及び全体計画変更事業			令和4年度に山口県汚水処理施設整備構想を見直すため、令和3年度までに本市の汚水処理施設整備構想及び全体計画について見直しをする必要がある。 見直しにあたっては、国の指導により令和8年度末までに下水道整備進捗率95%を目指す必要があり、大幅な区域縮小が予想されることから、学識経験者を含んだ下水道事業検討委員会を設置し、今後の下水道整備区域のあり方について検討を行う。	R2～ R3	9,731	下水道課
下水道事業管理運営事業			令和元年度から公営企業会計へ移行したことから、企業会計のメリットを生かした安定的かつ持続可能な下水道経営を目指していく。 また、人口減少等に伴う使用料の減少や資産老朽化による更新費用の増大等の課題に対応するため、水道局と連携した使用料収納率の維持・向上や水洗化率向上に向けた取組等を行い、収入の維持・確保に努める。	H30以前～ R8以降	24,038	下水道課
上下水道使用料徴収システム機器更新事業			現水道料金システムの年次計画に基づきシステムサーバの更新を行う。 R3年度は庁舎移設及び国道共同溝設置の水道局光ケーブル移設・撤去に伴う負担金を支出する。	H30以前～ R8以降	404	下水道課
マンホールカード制作配布事業			マンホールカードとは、下水道広報プラットフォーム(GKP)が企画・監修するマンホール蓋のコレクションアイテムである。各地方公共団体がマンホール蓋のデザイン画像や掲載内容を申請し、GKPと共同で制作後、指定した配布場所で配布する。このマンホールカードを配布することで下水道のイメージアップを図る。また、市内に設置されているデザインマンホール蓋を探してもらい、楽しみながら下水道を身近に感じてもらう。 本市のマンホールカードは、第12弾として採用され、令和2年6月から配布を開始している。	R1～ R8以降	44	下水道課
住民情報系システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。 県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2～ R8以降	30	下水道課

処理場維持管理事業			市内の生活排水等について、適切な汚水処理を継続して実施するため、下水道施設(小野田・山陽水処理センター)の維持管理を行う。近年は、施設の老朽化が著しく、機能が損なわれたものについて、適宜、修繕を行い施設としての機能を維持し流下下水の停滞を防ぐとともに、公共用水域の汚濁防止のため適正な汚水処理を行う。	H30以前～ R8以降	299,604	下水道課
汚水中継ポンプ場維持管理事業			市内の生活排水等について、適切な汚水処理を継続して実施するため、下水道施設(高千帆汚水中継ポンプ場、竜王汚水中継ポンプ場、厚狭汚水中継ポンプ場)の維持管理を行う。近年は、施設の老朽化が著しく、機能が損なわれたものについて、適宜、修繕を行い施設としての機能を維持し流下下水の停滞を防ぐとともに、公共用水域の汚濁防止のため適正な汚水処理を行う。	H30以前～ R8以降	18,024	下水道課
処理場・ポンプ場長寿命化事業			小野田水処理センターは、昭和56年供用開始、山陽水処理センターは、平成元年供用開始、下水道ポンプ場(小野田処理区)は平成8年供用開始、下水道ポンプ場(厚狭処理区)は平成6年供用開始、どの施設も経年劣化による機能低下が顕著になっている。これらの機能を回復させるため施設の長寿命化・改築・更新・及び未整備施設の整備を行う。	H30以前～ R8以降	281,960	下水道課
農業集落排水施設維持管理事業			農業集落排水の処理場は浄化槽法の基準を遵守し、放流水も水質基準を満たす必要がある。また、施設の機能を維持するために定期的な機器の保守点検が必要である。	H30以前～ R8以降	4,831	下水道課
農業集落排水施設機能強化事業			福田地区及び仁保の上地区農業集落排水処理施設は、建設から17年以上(仁保の上16年)を経過し、設備が老朽化しているため、施設の長寿命化及び維持管理の低減を目的にストックマネジメントの手法を用いた農業集落排水施設の維持管理・更新を実施する。	R2～ R6	3,000	下水道課
農業集落排水管理運営事業			令和元年度から公営企業会計へ移行したことから、企業会計のメリットを生かした安定的かつ持続可能な下水道(農業集落排水)経営を目指す。また、人口減少等に伴う使用料の減少等の課題に対応するため、水道局と連携した使用料収納率の維持・向上に向けた取組等を行い、収入の維持・確保に努める。	H30以前～ R8以降	176	下水道課

(5) 浄化槽の整備

事業名	重点施策	スマイル エイジン グ	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
浄化槽整備推進事業			公共下水道認可区域外及び農業集落排水整備区域外にある住宅に浄化槽を設置する人に対して補助金を交付する。汚水処理を早期に実現するには、浄化槽の設置は有効な手段であり、助成制度は今後も継続する必要がある。浄化槽の設置基数についても、地域計画に基づく基数の確保が必要である。	H30以前～ R8以降	31,686	下水道課

基本施策21 道路・交通網の充実

(1) 道路網の整備

事業名	重点施策	スマイル エイジン グ	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市道新生町1号線道路改良事業			当路線は、幅員2m程度の生活道路で車の離合ができないなど日常生活に支障をきたしているため、公共下水道工事に併せて道路を拡幅する。 延長L=567m 幅員W=6.0m	H30以前～ R5	20,000	土木課
市道浜崎1号線他道路改良事業			当路線は、国道190号と埴生市街地を結ぶ重要な路線であり、前場川の拡幅に併せて道路を拡幅し歩道を設置する。 延長L=170m 幅員W=10.0m 片側歩道 関連路線:市道浜崎1号線、市道前場川左岸線、市道栗坪下市線	H30以前～ R5	13,504	土木課

橋梁長寿命化点検事業			橋梁の点検は、道路の維持修繕に関する省令及び告示(平成26年7月1日施行)に基づき、5年に1回の頻度を基本に点検し、その健全性を診断する必要がある。平成25年に「山陽小野田市橋梁長寿命化修繕計画」を策定しており、これに基づき定期点検を実施している。平成30年度で1巡目の点検を完了しており、令和元年度に計画の見直しを実施した。	H30以前～ R8以降	10,000	土木課
橋梁補修事業			山陽小野田市橋梁長寿命化計画により、重要インフラである市道橋を適切に補修することで、それらの延命を実施する。このことにより、橋梁のインニシャルコストやランニングコストの軽減を図る。	H30以前～ R8以降	60,000	土木課
市道管理事務事業			国道や県道などの幹線道路を補完する市道を適正に維持管理することにより、市民生活の利便性や安全性を向上させる。道路パトロールや道路占用事務、境界確認を行なう。	H30以前～ R8以降	11,905	土木課
道路台帳整備事業(経常)			道路法で作成が義務つけられている道路台帳について、毎年適切に更新する。	H30以前～ R8以降	2,969	土木課
道路台帳整備事業(臨時)			道路法で作成が義務つけられている道路台帳について、毎年適切に更新する。	H30以前～ R8以降	4,964	土木課
道路環境整備事業(経常)			市道を適正に維持管理することにより、市民生活の利便性、交通の安全性を向上させるため除草等を行う。	H30以前～ R8以降	16,762	土木課
道路環境整備事業(臨時)			市道を適正に維持管理することにより、市民生活の利便性、交通の安全性を向上させるため除草等を行う。	H30以前～ R8以降	2,000	土木課
公用車賃借契約事業			道路パトロールを行い、市道を適正に維持管理することにより、市民生活の利便性や安全性を向上させる。令和3年度に普通貨物1台、令和4年度に軽トラックを1台更新予定。	R1～ R4	337	土木課
道路橋りょう維持補修事業(修繕料)			市道の舗装や側溝を補修して、道路の安全を図る。	H30以前～ R8以降	37,590	土木課
道路橋りょう維持補修事業(工事費・経常)			老朽化した舗装改修や側溝改修を緊急性の高い箇所から計画的に整備する。	H30以前～ R8以降	6,767	土木課
道路橋りょう維持補修事業(工事費・臨時)			道路の維持管理で必要な側溝等の道路構造物の新設や改良を行う。経常的経費だけでは山積する住民の要望に応えられないため、臨時的経費において対応する。	R2～ R8以降	5,000	土木課
小規模土木事業(経常)			生活に密接する公共性の高い道路等を整備する自治会に助成金を交付する。 事業費限度額:200万円 補助率:70%	H30以前～ R8以降	21,395	土木課
小規模土木事業(臨時)			生活に密接する公共性の高い道路、水路等を整備する自治会に助成金を交付する。 事業費限度額:200万円 補助率:70%	H30以前～ R8以降	8,438	土木課

(2) 持続可能な地域公共交通網の形成

事業名	重点施策	スマイル エイジン グ	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
JR美祢線利用促進事業			JR美祢線の利用促進を図るため、本市と長門市、美祢市で協同してJR美祢線利用促進協議会を設置し、企画列車の運行や旅行商品の創設、利用助成事業などを行う。 令和3年度は、コロナ禍で落ち込んだ観光客誘致による利用促進に注力するとともに、利用助成制度の周知を図るなどし、JR美祢線の利用促進に努めていく。	H30以前～ R8以降	1,300	商工労働課

JR小野田線利用促進事業		JR小野田線の利用促進を図るため、本市の市民団体や学校関係者からなるJR小野田線利用促進協議会を設置し、利用者目線で利用促進に向けた協議を行うほか、利用補助制度や啓発活動等を実施する。 また、地域住民等によるJR駅舎の装飾や、小野田線沿線にある施設や事業所、飲食店等において小野田線利用者に対しての特典を付与など、マイルール意識の醸成を図る事業の実施を検討する。	H30以前～ R8以降	300	商工労働課
駅舎バリアフリー化整備事業		国のバリアフリー法に基づきJR西日本が実施するJR厚狭駅のバリアフリー化整備事業(エレベーター設置等)に対して、国と協調して補助金を交付し、バリアフリー化の推進を行う。	R2～ R4	74,084	商工労働課
地方バス路線維持対策事業		バス事業者3社に対して補助金を交付し、市民の日常生活に必要なバス路線を維持する。	H30以前～ R8以降	167,038	商工労働課
地域公共交通会議開催事業		地域公共交通会議を開催し、「地域公共交通網形成計画」に基づく本市の公共交通ネットワークの再構築に取り組む。R3年度は、主にバス路線再編計画の実現に向けた協議を行う。	H30以前～ R8以降	102	商工労働課
共通時刻表作成事業		市内公共交通の利便性向上を図るため、市内を走る路線バスの運行主体である宇部市交通局、船木鉄道、サンデン交通と連携し、宇部市・山陽小野田市共通バス時刻表を作成する。	H30以前～ R8以降	250	商工労働課
バス停更新事業		路線バスの利用促進を図ることを目的とし、老朽化したバス停を更新する。市が主体となって運行するコミュニティ路線のバス停を対象とする。	R1～ R8以降	200	商工労働課
厚狭北部デマンド型交通運営事業		厚狭北部地域の37自治会の住民を対象に、平成27年1月からデマンド型交通(乗合予約車両)を導入し、地域の生活交通手段の確保に努めている。	H30以前～ R8以降	7,000	商工労働課
交通マップ作成事業		市全体の公共交通を明示した地図が存在しないため、本市の公共交通体系が分かりにくい状況にある。公共交通(バス停、駅)の運行経路マップを作成し、周知に努めることにより利用促進を図る。	R1～ R8以降	ゼロ予算	商工労働課
交通系ICカード導入事業		交通系ICカードの導入は、利用者の運賃支払が便利になるだけでなく、乗継割引や高齢者及び学生割引など、独自の割引メニューの設定を可能にする。また、交通事業者においても、不正乗車の防止や乗降調査が安易になるなどメリットが多いが、一方で、高額な開発費や維持費の負担等が導入の際の支障となっている。現在は、県の主導により、全県的な取組として導入を進めており、令和2年度はサンデン交通株式会社が導入を行った。令和3年度は宇部市交通局がICカードの導入を行う。	R2～ R8以降	220	商工労働課
モビリティ・マネジメント事業		モビリティ・マネジメント(MM)とは、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に(＝かしく)利用する状態」へと移行する一連の取組である。近年、鉄道、バスの利用者が減少する中、今後も公共交通を維持するためには、普段、自家用車を利用する人に公共交通を使ってもらう必要があるため、市民の他、市内の小・中・高校や事業所などを対象に啓発活動を行う。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	商工労働課
コミュニティバス更新事業		現在運行しているコミュニティバス(ねたろう号、いとね号、高泊高畑線)については、運行開始から十数年経つものがあり、車両の更新が必要となる。車両の更新については、コミュニティバスを運行している船木鉄道㈱に依頼することを想定しているが、コミュニティ路線の計画主体は市であるため、購入費用は毎年の補助金に包括して支出することとし、市全体のバス路線の再編を考える中で更新するバスを検討していく。	R1～ R8以降	1,000	商工労働課
JR小野田線活性化事業		「JR小野田線利用促進協議会」における、利用者目線でのJR小野田線の活用に加え、より利用し易くする仕組みづくりや、小野田線の運行区間である宇部市との連携事業の実施など、行政と交通事業者という立場から取り組める施策を通じ、JR小野田線の活性化を図る。	R1～ R8以降	300	商工労働課

高泊地区新規公共交通導入事業			平成30年度に策定したバス路線再編計画において、高泊地区を運行するコミュニティバス路線については、より有効な交通手段への転換を検討するよう位置付けている。令和3年度は、現在のバス利用者を含め地域や交通事業者との意見交換等を行い、交通コンサルを活用しながらバス路線に代わる交通手段の導入調査を行う。	R3～ R4	3,124	商工労働課
----------------	--	--	--	-----------	-------	-------

(3) 駐車場・駐輪場の整備

事業名	重点施策	スマイル エイジン グ	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
厚狭駅南口駐車場管理運営事業			平成11年の新幹線厚狭駅の開業に併せて開設した厚狭駅南口駐車場について、適切な維持管理を行う。	H30以前～ R8以降	9,189	都市計画課
駅前広場管理運営事業			JR小野田駅、JR厚狭駅の駅前広場について、草刈、花壇管理、施設補修などを行い、適切な維持管理を行う。	H30以前～ R8以降	1,716	都市計画課

(4) 広域交通網の整備

事業名	重点施策	スマイル エイジン グ	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
県道改良事業負担金			市内にある県道の整備はまだ十分ではなく、交通渋滞の解消や歩行者の安全確保、運転環境の向上等、安全に対する課題がある。	H30以前～ R8以降	15,000	土木課

(5) 都市計画道路網の整備

事業名	重点施策	スマイル エイジン グ	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
都市計画道路整備県事業負担金			都市計画道路新開作二軒屋線について、事業費にかかる市負担金を山口県に支払う。	H30以前～ R8以降	15,000	都市計画課

基本施策22 適正な土地利用の推進

(1) 適正な土地利用の推進

事業名	重点施策	スマイル エイジン グ	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
用地対策事業			土地収用法に規定する用地補償事務であり、計画的な用地取得により公共事業の円滑な推進を図る。	H30以前～ R8以降	3	土木課
土地利用規制等対策事業			適正な土地利用を図ることを目的とした国土利用計画に基づく届出を受理し、山口県に進達する。また、遊休地の現況実地調査も行う。	H30以前～ R8以降	100	都市計画課
都市計画審議会運営事業			都市計画の決定や変更等の審議案件があった場合、都市計画法の規定に基づき、市都市計画審議会を開催する。	H30以前～ R8以降	168	都市計画課
地理情報システム管理事業			平成30年度に更新した地理情報システム(GIS)について、システム保守等を行い、住宅地図については、2年毎に更新する。	H30以前～ R8以降	2,951	都市計画課
ドローン活用事業			ドローンを使用し、公共施設、都市公園、文化財や祭りなどのイベント状況などを撮影し、ホームページや観光パンフレット等に掲載して市のPRを行う。	H30以前～ R8以降	150	都市計画課
地図情報システム構築事業			市民や事業者へのサービス向上のため、来庁せずにパソコンやスマートフォンなどのWEB上で、本市の都市計画、防災、観光などの様々な情報を確認できるように情報公開システムを構築する。また、平成18年以降更新していない都市計画基本図の更新も併せて行う。	R3～ R8以降	41,000	都市計画課
都市計画道路見直し事業			計画決定から30年以上経過した都市計画道路について、山口県から示された「都市計画道路の見直し基本方針」に基づき、各路線の必要性等を検討し、変更や廃止などの見直しを行う。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	都市計画課

建築指導事業			限定特定行政庁として取り扱う建築物を建築しようとする場合、その計画が建築基準法や関係法令に適合しているか審査事務を行う。また、完了した建築物について、現場検査業務を行う。	H30以前～ R8以降	664	都市計画課
開発指導事業			都市計画法の規定に基づく開発行為許可申請、市条例の規定に基づく土地開発届について、開発基準等に適合しているか審査し、許可や承認を行う。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	都市計画課
厚狭駅南部地区土地区画 整理事業利子補給事業			厚狭駅南部地区土地区画整理事業の保留地を旧山陽町土地開発公社へ売却したため、土地開発公社へ利子補給を行う。	H30以前～ R8以降	826	都市計画課
大規模盛土造成地の変動 予測調査事業			大地震時等における滑動崩落による宅地の被害を軽減するため、変動予測調査を行い住民への情報提供等を図る。	R3～ R8以降	5,000	都市計画課

(2)市街地の整備

事業名	重点施策	スマイル エイジン グ	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
小野田駅前地区都市再生 整備計画事業			平成27年度に策定した小野田駅前地区都市再生整備計画に基づいて、平成28年度から令和2年度までの5年間で、市道、公園、駅前広場等の整備を行う。 令和3年度は、事業完了に伴う整備効果を検証する必要があるため、都市再生整備計画評価委員会を立ち上げ、評価を行う。	H30以前～ R3	12	都市計画課
公的賃貸住宅用地取得事業			コンパクトなまちづくりモデル事業のモデル地区内において、山口県が公的賃貸住宅を建設する土地を取得し、山口県と土地使用賃借契約を締結する。	R3～ R3	49,529	都市計画課
山陽小野田市厚狭駅南部 地区定住奨励金事業			厚狭駅南部地区まちづくり基本計画に基づき、モデル地区において定住する意思をもって住宅を取得し居住した人に対し奨励金を交付する。	R3～ R7	1,000	都市計画課

(3)住居表示区域の拡大

事業名	重点施策	スマイル エイジン グ	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
住居表示維持管理事業			住居表示台帳の修正や街区表示板の適切な維持管理を行う。	H30以前～ R8以降	575	都市計画課

基本施策23 港湾施設の整備

(1)港湾施設の整備

事業名	重点施策	スマイル エイジン グ	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
小野田港港湾整備事業償 還金等			小野田港埠頭用地造成事業に係る県債償還費の一部を負担する。県は、収入に見合う事業を継続して実施予定。 港の利用に係る各協会に加入し連携を図る。	H30以前～ R8以降	15,730	土木課
港湾整備事業負担金			小野田港は重要港湾に指定されており、港の利用促進を図るため、老朽化した施設の改修を実施し、地域経済の発展に寄与する。	H30以前～ R8以降	22,500	土木課